

## 公益財団法人 日本バドミントン協会地区代表理事 及び地区連盟代表者協議会、地区代表者選出規定

### 第1条 地区代表理事候補 1名

(以下理事)

地区連盟協議会、地区代表者委員 1名を選出する。

(以下委員)

### 第2条 理事候補、委員候補選出の順序

- (1) 府県理事長会で候補者を検討する。
- (2) 常任理事会で候補者を決定し、理事会に答申する。
- (3) 理事会において決定する。

### 第3条 理事、委員の資格の順序

- (1) 各府県理事長より選出する。
- (2) 常任理事より選出する。
- (3) 各府県協会より推薦された者の内より選出する。
- (4) 該当者なしの場合は協会理事の内より選出する。

- ### 第4条
1. 本規定は、平成12年5月13日より実施する。
  2. 本規定の一部を改正し、平成17年4月23日より実施する。
  3. 本規定の一部を改正し、平成18年5月13日より実施する。
  4. 本規定の一部を改正し、平成23年4月29日より実施する。